

国家公務員退職手当法施行令の一部を改正する政令について（概要）

平成25年5月
総務省人事・恩給局

1. 改正背景

国家公務員の退職給付の給付水準の見直し等のための国家公務員退職手当法等の一部を改正する法律（平成24年法律第96号。以下「退職給付見直し法」という。）の一部の施行に伴い、国家公務員退職手当法施行令（昭和28年政令第215号）の一部を改正し、定年前に退職する意思を有する職員の募集に係る募集実施要項の記載事項等を定めるほか、定年前早期退職者に対する退職手当の基本額に係る特例を拡充する等の必要がある。

2. 改正内容

（1）早期退職希望者の募集に関する規定の整備

早期退職希望者の募集について、募集実施要項の記載事項等を定めるとともに、実施に当たって必要な事項を定める。

（2）勸奨退職の廃止等の「退職理由」の整理

国家公務員退職手当法（昭和28年法律第182号）に定める退職理由の1つである「その者の事情によらないで引き続いて勤続することを困難とする理由により退職した者で政令で定めるもの」について、勸奨退職及び各省限りの組織改廃等による退職を廃止するとともに、定年の定めのない職に係る退職及び内閣等関与人事退職等を定める。

（3）定年前早期退職者に対する割増率の拡充

定年前15年内の一定の退職者について退職時の定年までの残年数1年当たり3%退職手当の基本額を割り増す（定年前1年及び指定職相当を除く。）。
（従来は、定年前10年内について1年当たり2%割増し）

（4）退職給付見直し法により一部改正された国家公務員退職手当法の一部施行に伴う経過措置

（5）その他所要の規定の整備

3. 施行期日

平成25年11月1日（（1）及び（4）については、同年6月1日）